

平成二十七年政令第二百六十八号

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（託送供給等約款の認可の申請の期限）
第一条 電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める日は、平成二十七年七月三十一日とする。

（最終保障供給に係る約款の届出及び離島供給に係る約款の届出の期限）
第二条 改正法附則第十条第一項及び第十一条第一項の政令で定める日は、平成二十七年十二月二十八日とする。

（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）
第三条 改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條第一項	事業の許可を受けた日から十年（特定電気電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第三条第一項の許可を受けた日（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るものを受けた場合に於ては、当該許可を受けた日）から十年その特定小売供給（改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）	特定小売供給
第七條第二項	供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	指定旧供給区域
第七條第四項	その事業	その特定小売供給
第十條の見出し	供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	特定小売供給
第十條第一項及び第二項	電気事業の	特定小売供給の
第十條第三項	第五條	改正法附則第十七條第二項

第十一條第一項	電気事業の地位	特定小売供給の地位（特定小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）
第十四條の見出し	事業	特定小売供給
第十四條第一項及び第三項	電気事業の許可	特定小売供給の登録
第十五條の見出し	事業を	特定小売供給を
第十五條第一項	は、第三条第一項の許可	（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する区域において特定小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二条の二の登録
第十五條第二項	この法律又はこの法律	第七條第四項、第十一條第二項、前條第一項、第十九條第四項、第二十条、第二十一条第一項本文、第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定若しくは改正法附則第十六條第一項、第十七條第一項、第三項若しくは第六項、第十八條第一項若しくは第四項、第二十条第三項、第二十五条の二第一項若しくは第二十五条の三第一項の規定又はこれらの規定
第十五條第五項	第三条第一項の許可	新電気事業法第二条の二の登録
第十六條第一項	許可	第一項又は第二項
同条第七項	同条第七項において準用する第七條第一項	登録
同条第八項	同条第七項において準用する第七條第一項	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るもの
同条第九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第二十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第三十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第四十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第五十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第六十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第七十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第八十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十一項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十二項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十三項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十四項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十五項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十六項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十七項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十八項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第九十九項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項
同条第一百項	同条第七項において準用する第七條第一項	第七條第一項

<p>第一百十條第一項</p>	<p>この法律又はこの法律</p>	<p>第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第三項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十三條第一項若しくは第三項若しくは第三十六條第二項の規定若しくは改正法附則第十七條第一項、第三項若しくは第五項、第十八條第一項若しくは第七項、第二十二條第一項若しくは第四項若しくは第二十五條の二第一項の規定又はこれらの規定</p>
<p>第一百七十七條電氣事業 第一号</p>	<p>第八條第六項、第九條第五項、第十六條の三第五項（同條第八項において準用する場合を含む。）、第十九條第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十三項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項</p>	<p>特定小売供給</p>
<p>第一百十八條 第三号</p>	<p>第二十一條第一項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十四條第四項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第三項又は第二十五條第一項</p>	<p>第二十一條第一項</p>
<p>第一百二十條 第一号</p>	<p>第八條第七項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項、第十六條の二第二項若しくは第三項、第十六條の四第二項、第十九條の二第一項、第二十二條第七項、第二十四條の三第一項、第二十四條の四第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條の二第一項、第二十八條の三第一項、第二十九條第一項若しくは第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項、第五十七條の二第二項又は第七十四條</p>	<p>又は第十一條第二項</p>
<p>第二百二十一條第三号</p>	<p>第十六條第一号、第一百七十七條、第一百七十八條第一号、第一百十七條第七号第一号、第一百十七條第七号第二号（第四号に係る部分に限る。）、第一百十八條、第一百十九條又は前條</p>	<p>第一百七十七條第一号、第一百十八條第一号若しくは第二号又は前條第一号若しくは第二号</p>

<p>第二百二十二條第二十四條の五第一項（第二十四條の七に第三十四條第一項</p>	<p>第二項） 第一項</p>
<p>（みなし登録特定送配電事業者の供給義務の期限） 第四條 改正法附則第二十三條第一項の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。 （みなし登録特定送配電事業者に係る旧電氣事業法の規定の適用についての技術的読替え） 第五條 改正法附則第二十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電氣事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第七條第一項 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第七條第一項 電氣事業者にあつては、三年）</p>	<p>電氣事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。） 第一條の規定による改正前の電氣事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電氣事業法」という。） 第三條第一項の許可を受けた日（改正法の施行の日前に旧電氣事業法第八條第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年</p>
<p>その事業</p>	<p>その特別小売供給（改正法附則第二十三條第一項に規定する特別小売供給をいう。以下同じ。）</p>
<p>第七條第二項 供給区域、供給の相手方たる一般電氣事業者又は供給地点</p>	<p>旧供給地点（改正法附則第二十三條第一項に規定する旧供給地点をいう。以下同じ。）</p>
<p>第七條第四項 その事業</p>	<p>その特別小売供給</p>
<p>供給区域、供給の相手方たる一般電氣事業者又は供給地点</p>	<p>旧供給地点</p>
<p>第十條の見事業 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十條第一項 電氣事業の 及び第二項</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十條第三項 電氣事業の 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十四條の見事業 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十四條第一項 電氣事業の 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十五條の見事業の許可 出</p>	<p>特別小売供給</p>
<p>第十五條第一項 事業を</p>	<p>特別小売供給</p>

第二百二十二条第二号	第二百二十四条の五第一項（第二十四条の第三十四条第一項七において準用する場合を含む）、第三十四条第一項、第三十四条の第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項
第二百二十二条第四号	第三十四条第二項又は第三十四条の二第三十四条第二項

（報告の徴収）

第六条 改正法附則第二十五条の二第一項の規定により経済産業大臣がみなし小売電気事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特定小売供給の運営に関する事項及び特定小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2 改正法附則第二十五条の二第二項の規定により経済産業大臣がみなし登録特定送配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特別小売供給の運営に関する事項及び特別小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

（権限の委任）

第七条 改正法附則第二十五条の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第十九条第五項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項並びに第三十四条の二第一項の規定、改正法附則第十八条第一項及び第七項並びに第十九条の規定、改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定並びに改正法附則第二十五条第二項の規定とする。

2 改正法附則第二十五条の十第二項に規定する権限は、電力取引監視等委員会（第四項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 改正法附則第八条第三項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、発電事業の用に供している発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、その設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものである仮発電事業者に関するものは、当該発電用の電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 改正法附則第二十一条、第二十五条の二第一項及び第二十五条の三第一項の規定に基づく権限	指定旧供給区域を管轄する経済産業局長
二 改正法附則第二十五条の二第二項及び第二十五条の三第二項の規定に基づく権限	旧供給地点を管轄する経済産業局長

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年二月一七日政令第四三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一三〇号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和四年一〇月六日政令第三二七号）

この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。